同意書

　私は、高取町高齢者の移動支援に係る公用車の貸出しについて、貸出車両（トヨタノア《自動車登録番号　飛鳥500さ3152》が加入している一般財団法人全国自治協会自動車損害共済の契約内容を理解し、同意したので使用申請を行います。

令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　運転者住所：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名：

記

一般財団法人全国自治協会自動車損害共済の契約内容

【対人賠償共済（同乗者）】

　対人事故によって高取町に対して法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、一般社団法人全国自治協会自動車損害共済業務規程（以下「規程」という。）第12条の３第３項に定める損害賠償額の支払いを請求することができる。

　１．対人責任額　　無制限

【自損事故傷害共済（運転者）】

　規程第５条第２項第２号に掲げる対人損害賠償共済の契約を委託している自動車の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故により、運転者ならびに運転補助者及び当該自動車に搭乗中の者が死傷害（ガス中毒を含む）の損害を受け、かつ、その損害について自動車損害賠償保障法に基づく損害賠償請求権が発生しない場合には、下記に定める自損事故傷害共済金を支払う。

１．対物責任額　　無制限

　２．対人責任額　　無制限

３．車両責任額　　上限195万円

４．死亡共済金　　１名につき1,500万円

　５．後遺障害共済金　　１名につき1,500万円～57万円　※後遺障害別等級による

　６．医療共済金　　※１名につき限度額120万円

　　　　１）病院又は診療所に入院　　１日につき6,000円　※ただし、入院６日から支払い

　　　　２）病院又は診療所に通院　　１日につき4,000円　※ただし、通院６日から支払い

　７．介護費用共済金　　１名につき400万円もしくは250万円　※後遺障害別等級による

　　　　　　　　　　　　ただし、傷害を受けた日から30日以内に死亡したとき、および同一事故により重複しては支払われない。

一事故における死傷者１名に支払う死亡共済金、後遺障害共済金、医療共済金の合計額の限度額は1,500万円